

○財務省告示第九十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和四年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 後				出 症			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
27.01	[略]			27.01	[同左]		
27.09				27.09			
27.10				27.10			
2710.12				2710.12			
111	トリアプロピレン	KL	KG	111	トリアプロピレン	KL	KG
119	その他のもの	KL	KG	119	その他のもの	KL	KG
120	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの			120	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの		

	の（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	-----その他のもの	KL	KG
137	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	-----灯油		
141	----- <u>低重合度の混合アルキレン</u>	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
142	----- <u>ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）</u>	KL	KG
	-----その他のもの		
143	----- <u>ジェットエンジンの燃料用のもの</u>	KL	KG
149	----- <u>その他のもの</u>	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
900	-----その他のもの	KL	KG
2710.19	-----その他のもの		
	-----石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	-----灯油		
141	----- <u>低重合度の混合アルキレン</u>	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		

	の（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	-----その他のもの	KL	KG
137	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	-----灯油		
141	----- <u>低重合度の混合アルキレン</u>	KL	KG
	-----その他のもの		
142	----- <u>ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）</u>	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	----- <u>ジェットエンジンの燃料用のもの</u>	KL	KG
149	----- <u>その他のもの</u>	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
900	-----その他のもの	KL	KG
2710.19	-----その他のもの		
	-----石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	-----灯油		
141	----- <u>低重合度の混合アルキレン</u>	KL	KG
	-----その他のもの		
142	----- <u>ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）</u>	KL	KG

142	-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	-----重油及び粗油		
	-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	-----製油の原料として使用するもの（関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。）		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		

	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	-----重油及び粗油		
	-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	-----製油の原料として使用するもの（関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。）		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		

	-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
175	-----重油	KL	KG
179	-----粗油	KL	KG
	-----潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動 パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入 油、作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しない油に限 る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のも の		
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
193	-----流動パラフィン	KL	KG
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	-----焼入油、作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しな い油	KL	KG
196	-----その他のもの	KL	KG
199	-----その他のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
210	-----グリース	KL	KG
	-----その他のもの		
291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
293	-----液状の潤滑剤	KL	KG
299	-----その他のもの	KL	KG
2710.20	-----石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴		

	-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
175	-----重油	KL	KG
179	-----粗油	KL	KG
	-----潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動 パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入 油、作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しない油に限 る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のも の		
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
193	-----流動パラフィン	KL	KG
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	-----焼入油、作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しな い油	KL	KG
196	-----その他のもの	KL	KG
199	-----その他のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
210	-----グリース	KL	KG
	-----その他のもの		
291	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	-----その他のもの		
293	-----液状の潤滑剤	KL	KG
299	-----その他のもの	KL	KG
2710.20	-----石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴		

	青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	—石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	—揮発油		
	—低重合度の混合アルキレン		
111	—トリプロピレン	KL	KG
119	—その他のもの	KL	KG
120	—政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算5%留出温度と減重量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	—その他のもの		
181	—政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	—その他のもの		
	—航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	—温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	—その他のもの	KL	KG
137	—自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	—その他のもの	KL	KG
	—灯油		
141	—低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	—その他のもの		
144	—政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	—その他のもの		
142	—ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限る。）	KL	KG
	—その他のもの		
143	—ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	—その他のもの	KL	KG
	—軽油		

	青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	—石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	—揮発油		
	—低重合度の混合アルキレン		
111	—トリプロピレン	KL	KG
119	—その他のもの	KL	KG
120	—政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算5%留出温度と減重量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	—その他のもの		
181	—政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	—その他のもの		
	—航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	—温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	—その他のもの	KL	KG
137	—自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	—その他のもの	KL	KG
	—灯油		
141	—低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	—その他のもの		
142	—ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限る。）	KL	KG
	—その他のもの		
144	—政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	—その他のもの		
143	—ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	—その他のもの	KL	KG
	—軽油		

151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	----重油及び粗油		
	-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	-----製油の原料として使用するもの		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
	-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
175	-----重油	KL	KG
179	-----粗油	KL	KG
	----潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、		

151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	----重油及び粗油		
	-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	-----製油の原料として使用するもの		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
	-----製油の原料として使用するもの		
171	-----重油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	-----重油	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
175	-----重油	KL	KG
179	-----粗油	KL	KG
	----潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	-----温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、		

	作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しない油に限る。） 及び温度15度における比重が0.8494以下のもの				作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しない油に限る。） 及び温度15度における比重が0.8494以下のもの				
188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG	188	-----温度15度における比重が0.8494以下のもの -----その他のもの	KL	KG		
193	-----流動パラフィン	KL	KG	193	-----流動パラフィン	KL	KG		
194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG	194	-----切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG		
195	-----焼入油、作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG	195	-----焼入油、作動油、防錆油 <sup>せい</sup> その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG		
196	-----その他のもの	KL	KG	196	-----その他のもの	KL	KG		
199	----その他のもの --その他のもの	KL	KG	199	----その他のもの --その他のもの	KL	KG		
210	----グリース ----その他のもの	KL	KG	210	----グリース ----その他のもの	KL	KG		
291	----温度15度における比重が0.8494以下のもの ----その他のもの	KL	KG	291	----温度15度における比重が0.8494以下のもの ----その他のもの	KL	KG		
293	-----液状の潤滑剤	KL	KG	293	-----液状の潤滑剤	KL	KG		
299	-----その他のもの	KL	KG	299	-----その他のもの	KL	KG		
2710.91	[略]			2710.91	[同左]				
2710.99	[略]			2710.99	[同左]				
27.11	[略]			27.11	[同左]				
27.15	[略]			27.15	[同左]				
	[略]				[同左]				
61.01	[略]			61.01	[同左]				
61.05				61.05					
61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
6106.10	一綿製のもの			6106.10	一綿製のもの				
010	一ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	NO	KG		一ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ				

	<u>020</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>		<u>011</u>	<u>---</u> ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を 有するもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
						<u>012</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
						<u>020</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
6106.20		[略]			6106.20		[同左]		
6106.90		[略]			6106.90		[同左]		
61.07					61.07				
}		[略]			}		[同左]		
61.17					61.17				
[略]					[同左]				